

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

事業用現金の損失

Q：家が火災で全焼したため、事業用の現金も焼失してしまいました。
家事用の現金が焼失した場合には、雑損控除が受けられるそうですが、事業用の現金の場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

A：客観的にみて事業用の現金と認められるものの損失は、事業所得計算上の必要経費となり、それ以外の現金についての災害、盗難、横領による損失額は、雑損控除の対象になるものと思われます。

【解説】
不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産について、取りこわし、除却、滅失、その他の事由により生じた損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の必要経費に算入されます。
一方、ご質問のように、焼失した現金が事業用であったとしても、損失を必要経費に算入できる規定はありません。したがって、法令上は雑損控除を適用することになっていません。

しかし、事業用の現金であることが客観的に明らかである場合には、通常の実業資産の損失と同様に事業所得の中で処理することが合理的であると考えられることから、必要経費に算入して差し支えないものと思われます。

